

第46回原子力委員会臨時会議議事録（案）

1. 日 時 1998年8月7日（金）10：30～11：15

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員
（事務局等）科学技術庁

原子力局

政策課 坂田課長

原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀

動力炉開発課 森口課長、堀子、大塚

核燃料規制課 浜崎安全審査管理官、菅部、氣賀沢

通商産業省資源エネルギー庁

原子力産業課 斎藤企画官

吉備専門委員

4. 議 題

- （1）核燃料サイクル開発機構の業務のあり方について
- （2）日本ニュークリア・フュエル株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（答申）
- （3）原子燃料工業株式会社熊取製造所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）
- （4）その他

5. 配布資料

- 資料1 核燃料サイクル開発機構の業務のあり方について（案）
- 資料2-1 日本ニュークリア・フュエル株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（答申）
- 資料2-2 日本ニュークリア・フュエル株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請の概要
- 資料3-1 原子燃料工業株式会社熊取製造所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）
- 資料3-2 原子燃料工業株式会社熊取製造所における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請の概要
- 資料4 第45回原子力委員会定例会議議事録（案）

6. 審議事項

- （1）核燃料サイクル開発機構の業務のあり方について

標記の件について、事務局より資料１に基づき説明があった。これに対し、

- ・大変良く修正されている。
 - ・判り易くした方がよいと思われる部分が三ヶ所あるが、それらは（P 2 L 9）「研究開発」の前に「プロジェクト方式の」を挿入、（P 4 L 1）「研究開発目標」の前に「実用化を目指した」を挿入、また、もんじゅの重要性から、（P 4 L 2 1）「アクチニドリサイクル～求められます。」の部分と「「もんじゅ」を用いて～蓄積していく」との部分の順番を入れかえるということ。
 - ・本資料は、委員会の考え方を示す文書であり、法制的な文書ではない。誤解を招くものでなければ良いのではないか。P 4 の 1 行目にあるように、今後、状況の変化を適宜フォローすることが重要。資料中の「研究開発」のうち機構の業務に関するものは、機構法にある「開発及びこれに必要な研究」であり、実用化を目指したという趣旨も含まれるのではないか。
 - ・プロジェクト開発の言葉の持つ意味が変わりつつあり、本資料に書き込まない方がよい。原子力委員会としては、今回の様な幅を持った形而上的な表現をしていくべき。
- また、もんじゅの記述は、Ⅱ. 1. (1) の 2 番目のパラグラフに記載されており、また、Ⅰ. において全体展望の中での具体論の取り組みが必要とされていることから、原案の順番が適切である。
- ・本資料は、このまま本日で委員会の取りまとめとする。この取りまとめに基づき基本方針を作成して欲しい。

（動開課）新機構の基本方針を 10 月までに作成する必要がある、その前に原子力委員会に諮る。

- ・今後重要な意見は議事録に残すこととする。

等の委員の意見があり、審議の結果、原案通り取りまとめが行われた。

（2）日本ニュクリア・フュエル株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（答申）

平成 10 年 4 月 8 日付け 9 安（核規）第 747 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 16 条第 3 項において準用する同法第 14 条第 1 項及び第 2 項（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注）本件に係る変更は以下の通り

- ①処理する核燃料物質の種類として、再処理により得られたウラン（以下「再生ウラン」という。）及びそれを濃縮度 5 % 以下に再濃縮したウラン（以下「再生濃縮ウラン」という。）を追加する。年間処理量のうち再生ウラン及び再生濃縮ウランの処理量は 25 トン以下とする。

②貯蔵施設のうち、各種貯蔵棚等の一部を撤去するとともに貯蔵量を見直し、最大貯蔵能力を変更する。

③組立施設のうち、第2加工棟の燃料棒検査設備の燃料棒検査台1台を撤去する。

④廃棄施設のうち、第1貯蔵棟の第1-1廃棄物貯蔵場を第1加工棟の第1組立室の一部へ移設する。本変更に伴い、第1貯蔵棟の放射性（固体）廃棄物の保管機能及び貯蔵棟名を削除する。なお、移設後の第1-1廃棄物貯蔵場の保管能力に変更はない。

（3）原子燃料工業株式会社熊取製造所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）

平成10年4月8日付け9安（核規）第747号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項及び第2項（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注）本件に係る変更は以下の通り

①原料粉末等の出入庫作業の効率化を図るため、第2加工棟の第2-2貯蔵室に貯蔵能力41.2トンUの粉末専用の原料保管設備E型を新設する。

②第2加工棟の第2-1貯蔵室において再生濃縮ウランを貯蔵する必要がなくなったため、最大貯蔵能力の内数である再生濃縮ウランの貯蔵能力2トンUを削除する。

③第1加工棟において、燃料棒の被覆及び燃料集合体の組立の必要がなくなったため、被覆施設、組立施設及び貯蔵施設を撤去し、最大処理能力及び貯蔵能力を変更する。またそれに伴い当該施設を非管理区域とするとともに部屋名称を変更する。

（4）議事録の確認

事務局作成の資料4第45回原子力委員会定例会議議事録（案）が了承された。

なお、事務局より、8月11日（火）定例会議は休会することとし、次回は、8月18日（火）に定例会議を10：30から開催する方向で調整したい旨発言があった。